生 活 文 化 常 任 委 員 会 資 料
2026 年（令和 8 年）9 月 28 日
市民生活局文化・スポーツ室文化・国際交流担当

議案第 64 号関連資料
明石市立市民ホール条例の廃止について

1　経緯及び趣旨

住民の福祉増進及び文化振興を目的として 1964 年（昭和 39 年）に設置された明石市立市民ホール（以下「市民ホール」という。）は、約 60 年にわたり、文化活動の拠点として活用されてきましたが、耐震基準を満たしていないことから、2022 年（令和 4 年）7 月に使用を停止しました。その後、建物及び敷地賃借権の共有者である株式会社明石商工会館より、早期に建物を解体したい旨の申し出があり、現在、建物の解体工事が進められています。

このたび、建物の解体にあわせ、市民ホールを廃止することに伴い、当条例を廃止しようとするものです。

2　施設概要及び利用実績

(1) 施設概要

名　　称	明石市立市民ホール
所 在 地	明石市本町 1 丁目 1 番 32 号　明石商工会館５階
専有面積	642.48 ㎡
設置年月	1964 年 4 月
機 能 等	［収容人数］230 人　［用途］ステージ発表、講演会、各種集会等

(2) 事業形態

指定管理制

(3) 利用実績

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
利用者数（人）	29,916	12,770	13,971	3,023
稼働率（%）	63.4	52.9	50.2	38.5

※2022 年度は 6 月末まで

3　施行期日

公布の日